

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正

目 次	
一 福島国際研究教育機構の創設に伴う非課税法人の範囲の改正……………	467
二 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減措置の改正……………	468
三 租税特別措置の適用期限の延長……………	468

はじめに

本稿では、令和5年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、登録免許税関係の改正の概要について説明します。

この改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月28日に可決・成立し、同月31日に令和5年法律第3号として公布されています。また、以下の関係政省令もそれぞれ公

布・制定されています。

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令5.3.31政令第145号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令5.3.31財務省令第19号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令5.3.31財務省令第24号）

一 福島国際研究教育機構の創設に伴う非課税法人の範囲の改正

1 福島国際研究教育機構の創設

原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組みなど、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととされています。

このような背景から、創造的復興の中核拠点として、研究開発と人材育成の中核となる福島国際研究教育機構を新設することとし、令和4年5月、同機構の設立に向けた福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）が成立し、令和5年4月に同機構が設立されることに

なりました。

2 改正の内容

国及び登録免許税法別表第二に掲げる法人が自己のために受ける登記等については登録免許税を課さないこととされていますが（登法4①）、この別表第二に掲げる法人（非課税法人）の範囲に、上記1の福島国際研究教育機構が追加されました。

3 適用関係

上記2の改正は、令和5年4月1日以後に福島国際研究教育機構が受ける登記等に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

二 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 都市再生緊急整備地域に係る特例

認定事業者が、都市再生特別措置法に規定する認定計画（平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間に国土交通大臣の認定（国家戦略特別区域法の規定によりその認定があったものとみなされる場合の認定を含みます。以下「計画認定」といいます。）を受けたもののうち、その計画認定の申請が特定民間都市再生事業に係る工事着手前に行われたものに限り、次の(2)において「認定民間都市再生事業計画」といいます。）に基づきその計画認定の日から3年以内にその特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、その建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、1,000分の3.5とされていました（旧措法83①）。

(注) 建築物の要件

地上階数10以上又は延べ面積7万5,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、①又は②のいずれかに該当すること

- ① 事業区域内において整備される公共施設用地面積の割合が30%以上
- ② 居住者等利便施設整備費が10億円以上

(2) 特定都市再生緊急整備地域に係る特例

認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築（国土交通大臣の認定（国家戦略特別区域法の規定によりその認定があったものとみなされる場合の

認定を含みます。以下同じです。）の日から3年以内（特定民間都市再生事業のうち一定のものについては、5年以内）にするものに限り、をした場合には、その建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、1,000分の2とされていました（旧措法83②）。

(注) 建築物の要件

地上階数10以上又は延べ面積5万㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、上記(1)(注)

①又は②のいずれかに該当すること

2 改正の内容

(1) 適用対象となる建築物の要件の見直し

上記1(2)の特例について、特定都市再生緊急整備地域において、更なる都市の国際競争力強化の観点に加え、本特例措置が優良な建築物のストック増加を図ることを目的としていることを踏まえ、地上階数10未満の事業についての延べ面積の要件が5万㎡以上から7万5,000㎡以上に引き上げられました（措令43の2①一）。

(2) 適用期限の延長

適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました（措法83）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和5年4月1日以後に国土交通大臣の認定を受ける場合について適用され、同日前に国土交通大臣の認定を受けた場合については、従前どおりとされています（改正措令附則15）。

三 租税特別措置の適用期限の延長

1 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。

(1) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（措法78）

- (2) 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（措法80④）
 - (3) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法83の2の3）
 - (4) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（措法83の3）
- 2 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。
- (1) 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減措置（措法72）
 - (2) 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法77）
 - (3) 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（措法80の3）
 - (4) 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減措置（措法83の2の2）
- 3 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税措置の適用期限が令和13年3月31日まで8年延長されました（措法84の2）。